

東大和市子ども・子育て未来プラン 令和5年度実施状況報告書

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画
第1期東大和市次世代育成支援行動計画



東京
ゆったり日和
東やまと

目次

I 計画の進行管理	…1ページ
II 子ども・子育て支援事業	…2ページ
〔 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画 〕	
1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	…3ページ
1 認定区分の分類と保育の必要性	
2 「量の見込み」を算出する項目	
2. 人口の見込み	…5ページ
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	…6ページ
1 保育園、幼稚園等事業	
…(1)1号認定(3～5歳・幼児期の学校教育のみ)	
…(2)2号認定(3～5歳・保育の必要性あり)	
…(3)3号認定(0歳・保育の必要性あり)	
…(4)3号認定(1～2歳・保育の必要性あり)	
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	…8ページ
1 時間外保育事業(延長保育事業)	
2 放課後児童健全育成事業(学童保育所運営事業)	
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画	
3 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)	
4 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	
5 一時預かり事業	
…(1)幼稚園による一時預かり事業	
…(2)一時預かり事業・緊急一時保育事業	
6 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	
7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
8 利用者支援事業	
…(1)保育コンシェルジュ事業・特定型	
…(2)母子保健型	
9 妊婦健康診査事業	
10 乳児家庭全戸訪問事業	
11 養育支援訪問事業	
12 要保護児童対策地域協議会運営事業(子ども家庭支援センター運営事業)	
13 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
…(1)新規参入施設等への巡回支援	
…(2)認定こども園特別支援教育・保育経費	

5.教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 …19ページ

- 1 認定こども園の普及に係る基本的考え方
- 2 質の高い教育・保育の提供に向けた取組
- 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- 4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携
- 5 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携

6.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 …21ページ

7.基本指針に基づく任意記載事項 …22ページ

- 1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携
 - …(1)児童虐待防止の充実
 - …(2)母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
 - …(3)障害児施策の充実等

Ⅲ 第1期東大和市次世代育成支援行動計画 …24ページ

基本目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

基本目標3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

I 計画の進行管理

進捗状況の管理

- 「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」については、庁内関係各課において、具体的な内容を毎年度ごとに点検・評価し、対象事業等の実施状況を国の基本方針に基づいて公表します。
- 計画期間中の進行管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の附属機関である「東大和市子ども・子育て支援会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見や調査審議等を行います。
- 事業の実施状況や実績等については、「東大和市子ども・子育て支援会議」において、点検・評価し、必要に応じて改善を促された事業等については、改善に向け必要な措置を講ずるよう努めます。
- 「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」に基づく対象事業等の実施状況については、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を踏まえ、評価を行います。
- 計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

計画の中間見直し（令和5年3月）

- 令和2年度及び令和3年度の実績を検証した結果、計画策定時の量の見込みと実績値において大きく乖離している事業及び計画策定後に対象となった事業について、内容の見直しを行いました。
- 見直しは令和4年度から令和6年度までの3年間を対象として行いました。本報告書の計画値については、見直し後の数値を記載しています。

計画の成果指標

- 「成果指標」については、次のとおり設定し、次期計画策定に向けて行った東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、評価を行います。

	指標	区分	現状（平成30（2018）年度実績）	目標値（令和6（2024）年度末）	備考
計画全体	東大和市における子育て環境や支援への満足度（5段階評価で3以上の割合）	未就学児家庭	78.10%	80.00%	東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査
		就学児家庭	74.10%	80.00%	

各事業の評価及び次年度以降の方向性について

- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みと確保の内容を算出したものについては、各事業の「令和5年度の計画値」と実績値を比較した結果、どの程度達成したかについての自己評価を次の4つの数字で表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、次年度以降の方向性についても掲載しています。

- 上記以外の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業及び第1期東大和市次世代育成支援行動計画については、各事業の達成目標について、令和5年度に取り組んだ結果、どの程度到達したかについての自己評価で、その結果を次の4つで表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、次年度以降の方向性についても掲載しています。

Ⅱ 子ども・子育て支援事業

〔 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画 〕

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画

標記の計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
女性の就業率の上昇や令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響、首都圏における保育士人材不足などの社会情勢等を踏まえた、幼児期の教育・保育の質・量の確保のための方策及び地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援の方策について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

計画の内容につきましては、子ども・子育て支援法第72条に基づき、学識経験者、公募委員（子どもの保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、審議・検討を行いました。

【参考】子ども・子育て支援法
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

標記の計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法第60条第2項の基本指針に基づき、平成30（2018）年9月に定められた新・放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画です。

すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

【参考】子ども・子育て支援法
(基本指針)

第六十条

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

【参考】次世代育成支援対策推進法
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

1.教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

1 認定区分の分類と保育の必要性

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。
 保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」については以下のとおりです。

「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

⑤災害復旧

⑥求職活動

・起業準備を含む

⑦就学

・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

標準時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分した場合の認定区分は、次のとおりとなります。

教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）

保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の利用

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—		
		保育短時間利用（最長8時間）			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用	
		保育短時間利用（最長8時間）		（標準4時間）	

2 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査を参考に量の見込みの算出を行いました。その後、計画策定時の量の見込みと令和3年度までの実績値において大きく乖離している事業については、計画の中間見直し（1ページ参照）により内容の見直しを行いました。

なお、次ページ以降の計画値については、中間見直し後の数値を記載しています。

【教育・保育】

	事業		(認定区分)	対象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園 認定こども園 保育園	2号認定	
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

	事業	本計画における対象
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	2～12歳以下の小学生
7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	0～5歳
8	一時預かり事業（在園児対象）	3～5歳
	〃（在園児以外対象）	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0～5歳
		小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児及び小学生 （妊婦含む）
11	利用者支援事業	子育て中の親子（妊婦含む）

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会運営事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」があります。

2.人口の見込み

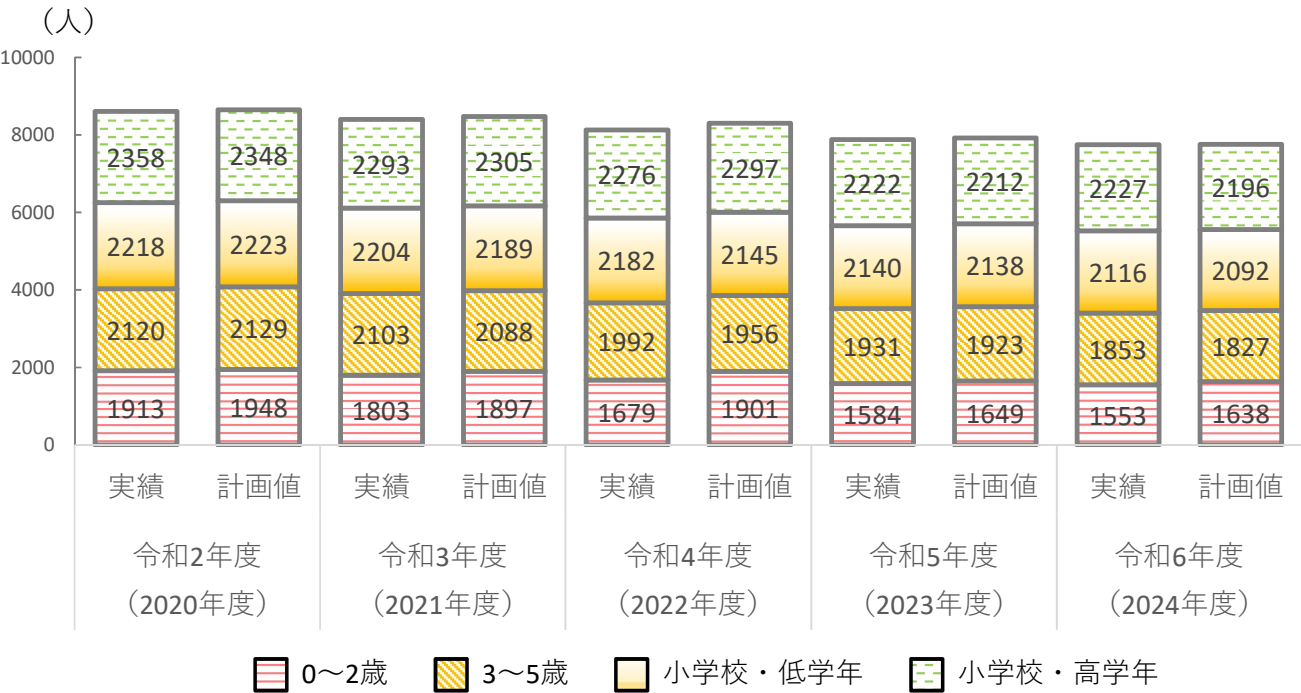
子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年までの4月1日現在の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計しました。その後、計画の中間見直しにより、令和5年度及び令和6年度の計画値については平成30（2018）年から令和4（2022）年までの4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに再推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
0歳	594	647	560	631	500	619	467	562	490	553
1歳	637	622	609	654	577	638	543	512	514	575
2歳	682	679	634	612	602	644	574	575	549	510
3歳	671	683	677	673	649	607	614	602	584	575
4歳	740	735	675	681	672	669	650	650	614	603
5歳	709	711	751	734	671	680	667	671	655	649
6歳	714	712	720	700	754	723	676	669	678	669
7歳	771	772	712	718	717	705	750	756	682	671
8歳	733	739	772	771	711	717	714	713	756	752
9歳	774	770	736	743	767	775	720	712	723	714
10歳	786	786	772	774	730	746	764	767	728	712
11歳	798	792	785	788	779	776	738	733	776	770
計	8,609	8,648	8,403	8,479	8,129	8,299	7,877	7,922	7,749	7,753

(各年度4月1日時点)

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



3.教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 保育園、幼稚園等事業

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

(1) 1号認定 (3～5歳・幼児期の学校教育のみ)

単位：人

			令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A)			665	723	637	709	555	555	483	585		572
提供量	特定教育・保育施設	保育園、幼稚園、認定こども園	386	392	347	392	340	388	299	392		392
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	686	677	621	677	650	650	521	677		677
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、事業所内保育	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	上記以外	認可外・その他	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	合計 (B)		1,072	1,069	968	1,069	990	1,038	820	1,069		1,069
過不足分 (B) - (A)			407	346	331	360	435	483	337	484		497
令和5年度の実施状況			評価		評価の理由					次年度以降の方向性		
前年度より、利用者数が減少し、見込み量(計画値)ほど利用者がいませんでした。幼稚園及び認定こども園が少子化に伴い定員変更(減少)を行ったため提供量が大幅に減少しましたが、実績において、見込み量を提供量が337人上回りました。 ※幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的に利用する児童も2号認定児童として計上しています。			3		提供量820人については、見込み量483人に対し337人上回ったので、十分な数を確保することができたものと考えます。					人口減少や女性の社会進出により、1号認定の教育需要は減少傾向にあります。教育施設と連携し、適正な提供量となるよう調整を行っていきます。		

(2) 2号認定 (3～5歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A) (教育希望が強い)			135	134	140	132	161	123	105	121		118
見込み量 (A) (上記以外)			1,260	1,260	1,264	1,236	1,226	1,158	1,234	1,131		1,102
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	1,363	1,403	1,368	1,403	1,331	1,396	1,338	1,450		1,450
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 業所内保育	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	上記以外	認可外・その他	135	138	140	138	161	138	105	138		138
	合計 (B)		1,498	1,541	1,508	1,541	1,492	1,534	1,443	1,588		1,588
	過不足分 (B) - (A)		103	147	104	173	105	253	104	336		368
令和5年度の実施状況			評価		評価の理由					次年度以降の方向性		
前年度と比べ、教育希望が強い利用者数は減少しましたが、それ以外の利用者数は増加しました。実績において、見込み量を提供量が104人上回りました。 ※幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的に利用する児童も2号認定児童として計上しています。			3		提供量1,443人については、見込み量1,339人に対し104人上回っており、十分な数を確保することができました。					出生数の減少等の今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めます。		

(3) 3号認定 (0歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A)			157	196	145	191	135	136	131	138		135
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	148	168	148	168	147	147	140	147		147
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	18	18	18	18	15	15	15	18		18
	上記以外	認可外・その他	8	6	8	6	8	8	8	8		8
	合計 (B)		174	192	174	192	170	170	163	173		173
過不足分 (B) - (A)			17	▲ 4	29	1	35	34	32	35		38
令和5年度の実施状況			評価		評価の理由					次年度以降の方向性		
前年度と比較し、0歳児の利用者が減少したため、実績において、見込み量を提供量が32人上回りました。			3		提供量163人については、見込み量131人に対し32人上回っており、十分な数を確保できました。					出生数の減少などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めていきます。		

(4) 3号認定 (1～2歳・保育の必要性あり)

単位：人

			令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
見込み量 (A)			795	774	758	772	776	766	748	753		753
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	690	646	695	646	715	682	689	710		710
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	73	72	73	72	77	72	77	72		72
	上記以外	認可外・その他	12	12	12	12	12	12	12	12		12
	合計 (B)		775	730	780	730	804	766	778	794		794
過不足分 (B) - (A)			▲ 20	▲ 44	22	▲ 42	28	0	30	41		41
令和5年度の実施状況			評価		評価の理由					次年度以降の方向性		
前年度と比較し、1～2歳児の利用者が減少したため、実績において、見込み量を提供量が30人上回りました。			3		提供量778人については、見込み量748人に対し30人上回っており、十分な数を確保できました。					出生数の減少などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めていきます。		

4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

※事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

1 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	310	420	213	411	202	208	192	202		197
② 確保の内容	310	420	213	411	202	208	192	202		197
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0		0
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
令和5年度の量の見込みの計画値は202人となっていました。利用実績は192人となりました。		3	量の見込みに対する確保の実績が充足していることから、保育需要に対応できたものと考えます。					保育需要の増加に備え、提供体制の維持・確保に努めます。		

2 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

【事業の内容】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)
① 量の見込み	800	926	794	907	814	888	825	850		805
	1年生	344	363	319	357	318	341	293	287	286
	2年生	256	219	258	203	268	269	264	290	240
	3年生	136	181	154	189	144	167	170	170	176
	4年生	48	97	48	93	66	86	65	77	79
	5年生	13	66	13	65	15	20	25	21	19
	6年生	3	0	2	0	3	5	8	5	5
② 確保の内容	831	827	830	857	850	850	850	850		850
差異 (②－①)	31	▲ 99	36	▲ 50	36	▲ 38	25	0		45
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
定員の弾力的な運用により、基準定員を超える児童数の受け入れを行った。		3	引き続き、運営基準を踏まえ、各学童保育所が定員の弾力的な運用を行い、基準定員を超える受け入れが可能でした。（現状維持）					引き続き学童保育所待機児童対策を講じながら、学童保育所運営事業を行います。		

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

【趣旨・目的】

新・放課後子ども総合プランは、「放課後子ども総合プラン」から引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、目標を設定し、新たなプランとして策定したものです。

東大和市行動計画は、新・放課後子ども総合プランに基づき、すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、策定しています。

○事業の内容：学童保育所の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

○行動計画：「量の見込みと確保策」に記載の表（8ページ「放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）」に記載）のとおりとします。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
待機児童対策の一環として、前年度に引き続き学童保育所の基準定員数を増やすための弾力的運用を行いました。	3	運営基準を踏まえ、各学童保育所の定員を見直し受け入れを行いません。また更に定員を増やす取り組みとして、令和6年4月1日に学童保育所第二クラブ二小内育成室を開設する準備を行いました。	引き続き学童保育所待機児童対策を講じながら、学童保育所運営事業を行っていきます。

○事業の内容：一体型の学童保育所及び放課後子ども教室の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量・放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

○行動計画：「放課後子ども教室の目標事業量等」のとおりとします。

※新・放課後子ども総合プランにおいては、令和5（2023）年度までの目標事業量や実施計画等を市町村行動計画に盛り込むべきとされていますが、東大和市子ども・子育て未来プランは令和6（2024）年度までを計画期間としていることから、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画は令和6（2024）年度までを計画期間とします。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
第四小学校で一体型の実施を開始しました。	3	第四小学校では一体型の実施を開始しました。また、コロナ禍では感染症対策として参加児童を学年ごとに分けていましたが、令和5年度からは全学年が同じ日に利用できるようにしました。	一体型の継続と新規実施を目指します。

放課後子ども教室の目標事業量等

単位：箇所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
平日毎日活動する教室の数	1	2	3	4	5
一体型の数	0	2	4	6	7
うち学校内で行う一体型	0	1	2	3	3
連携型の数	3	2	2	2	1

※一体型とは、学童保育所と放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、学童保育所と放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小中学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、学童保育所の児童が参加できるものをいう。

○事業の内容：学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

○行動計画：地理的に近接しており、一体型・連携型が可能と思われる小学校区において、教育委員会と連携し、実施場所及びスタッフの確保に努め、一体型・連携型の実施を目指します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
第四小学校で一体型実施のため、学校・学童保育所運営業務受託者・放課後子ども教室のスタッフで運営協議会を開催し、10月から一体化を開始した。	3	第四小学校において、学校・学童保育運営業務受託事業者・放課後子ども教室のスタッフで運営協議会を開催し、一体型の実施を開始しました。	第二小学校の一体型の実施を目指します。

○事業の内容：小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

○行動計画：余裕教室等の使用計画や活用状況等について教育委員会に照会し、学童保育所及び放課後子ども教室としての活用について、協議を行います。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
東大和市立第二小学校と協議を行った結果、同校内に「学童保育所第二クラブ二小内育成室」の開設準備を行った。	3	教育委員会や小学校等の理解と協力を得て、第三小学校、第四小学校に続き、第二小学校内にも学校内学童保育所の開設をすることができました。 また、市、学校、学童保育所運営業務受託事業者の3者で、一体型の検討、通常放課後子ども教室で使用していない校庭での試行を行うことができました。	引き続き学校と調整し、学校内学童保育所の設置等について協議を行います。

○事業の内容：学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

○行動計画：福祉部局及び教育委員会で窓口となる部署を明確にし、協議・連携の体制を整えます。令和4年度以降は学童保育所及び放課後子ども教室の両方を主管する課を教育委員会に移管し、両事業の連携を強化します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
学童保育所及び放課後子ども教室の主管課である青少年課が教育委員会に移管されました。	2	学童保育所及び放課後子ども教室の主管課である青少年課が教育委員会に移管されました。このため、教育委員会での窓口は青少年課が直接担うこととなりました。	協議・連携の方法について、具体的な調整を進めていきます。

○事業の内容：特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

○行動計画：特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を行うほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等と連携し、児童が安心して過ごすことができるように努めます。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
支援が必要な児童の理解を深めるために、指導員を対象に研修を実施し、その参加者は9人でした。 更に、特別な配慮が必要な児童のための対応策として、学校、家庭、子ども家庭支援センターなどとの連携を推進しました。	2	市主催の職員研修で、支援が必要な病児ケア等の理解推進に関する内容を実施しました。 また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、学校、家庭、子ども家庭支援センター等と連携ができました。	特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を行うほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等との連携について研究していきます。

○事業の内容：地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組

○行動計画：引き続き、午後7時までの育成時間の延長の実施に努めます。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
平成28年度から育成時間を延長し、学童保育所を午後7時まで開所しています。	3	全学童保育所において、育成時間を午後7時まで延長して、保育を実施しました。	引き続き育成時間の延長の継続に努めます。

○事業の内容：各学童保育所が、「新・放課後子ども総合プラン」に記載した学童保育所の役割をさらに向上させていくための方策

○行動計画：通常の育成支援に加え、学習支援や、各種行事及び合同行事などの多様な活動を実施し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
通常の育成支援に加え、学習支援や暦に合わせた各種行事等を行いました。	3	年間を通して、学習支援や英語教室の実施、縁日遊びやクリスマス会、節分等、暦に合わせた行事等を行い、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図ることができました。	引き続き、学習支援や各種行事の実施に努めます。

○事業の内容：「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた学童保育所の役割を果たす観点から、各学童保育所における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

○行動計画：各学童保育所の育成支援の内容について、各学童保育所から発行する広報紙により、児童や保護者に周知します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
各学童保育所から毎月広報誌を発行しました。	3	各学童保育所からクラブだよりを発行し、児童の様子や行事予定、育成支援の内容について周知を行いました。	引き続き毎月の広報誌の発行を継続していきます。

3 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。計画策定時は養育協力家庭において実施していましたが、令和3年度からはこれに加えて児童養護施設による施設型ショートステイも実施しています。

単位：人日 ※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	2	28	42	28	52	42	130	42		42
② 確保の内容	192	192	192	192	192	192	192	192		192
差異 (②－①)	190	164	150	164	140	150	62	150		150
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
相談等を通じて、利用を必要としている子育て家庭にサービスを提供しました。預かり先は、養育協力家庭と児童養護施設からの選択ですが、すべて児童養護施設の利用でした。なお、令和5年度から施設型ショートステイの定員増（1人→2人）を図りました。		3	一時的に子どもの養育が困難となった場合に、いつでも利用できることが求められる事業ですが、支援を必要としている家庭に対し、適切にサービスの提供ができました。利用実績は昨年度を上回る数字となりました。					今後も家庭的環境で預かることができる養育協力家庭と児童養護施設を利用した施設型ショートステイから選択できるよう、提供体制の維持、確保に努めます。		

4 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市内の私立保育園3園（大和南保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深める方法や子育てのあり方を学ぶ機会を提供しています。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

単位：人日 ※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	8,655	6,537	12,382	6,366	18,123	9,855	21,123	9,836		9,817
② 確保の内容	12,000	12,000	12,382	12,000	18,123	9,855	21,123	9,836		9,817
差異 (②－①)	3,345	5,463	0	5,634	0	0	0	0		0
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と利用の利便性の向上を図りつつ、事業を実施しました。民間保育園等では、利用及び育児講座・各種教室への参加が、4,007人ありました。児童館6館の利用者数は、17,116人でした。		3	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定員を設けるなど一部の制限は継続しましたが、感染防止対策の緩和を図りながら可能な範囲で利用者支援を実施しました。					子育て家庭の交流や相談・情報提供などの場として事業を実施していきます。新規を含む社会福祉法人4か所及び児童館6館において事業を実施し、地域における子育て支援のさらなる推進に努めます。		

5 一時預かり事業

(1) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせて預かり保育を行います。市内4園（狭山ヶ丘幼稚園・大和八幡幼稚園・東大和こども園・こども学園）で実施しています。

単位：人

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	188	126	149	123	56	168	57	164		159
② 確保の内容	188	126	149	123	56	168	57	164		159
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0		0
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
令和5年度の量の見込みは164人となっていました。施設等利用給付認定児数減少の影響により、利用実績は57人と減少しました。		3	量に対する確保の実績が充足できたことから、教育施設に預けながら就労等をする保護者の保育需要にも対応できました。					保育需要に応じた提供体制が確保できているため、維持に努めます。		

(2) 一時預かり事業・緊急一時保育事業

【事業の内容】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターでお預かりします。現在、一時預かり事業は、5か所（子ども家庭支援センター・向原保育園・大和東保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）で実施しています。緊急一時保育事業は、5か所（狭山保育園・向原保育園・大和東保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）で実施しています。

単位：人

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	5,323	4,097	3,717	4,004	3,571	3,876	3,628	3,788		3,698
② 確保の内容	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160		10,160
差異 (②-①)	4,837	6,063	6,443	6,156	6,589	6,284	6,532	6,372		6,462
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
市内の私立保育園4園（1004人 昨年度比：▲4人※緊急一時保育含む）で実施しました。市立狭山保育園では、緊急一時保育を実施する体制を整えていましたが、利用者はいませんでした。一時預かり事業は、子ども家庭支援センターと市内の私立保育園4園で実施し、子ども家庭支援センターの延べ利用者数は2,624人でした。緊急一時保育は、保育園5園で実施し、延べ利用者数は78人でした。		3	事業の実施にあたっては、定員を確保できたことにより、利用者が必要な時に適切なサービスが提供出来た。量の見込みに対する確保の内容は充足していることから、利用者が必要な時に適切なサービスが提供できました。					引き続き、安全・安心な運営に努め、利用者支援を実施していきます。		

6 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業の内容】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

単位：人日 ※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	209	1,184	564	1,161	752	552	985	540		529
② 確保の内容	1,434	1,680	1,446	1,680	1,434	1,500	1,440	1,500		1,500
差異 (②-①)	1,225	496	882	519	682	948	455	960		971
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
前年度より利用者は増加しましたが、量に対する十分な量を確保できました。		3	量に対する確保の実績が充足できたことから、病気で集団保育が困難な時期にも、就労と子育ての両立を図りたい保護者の保育需要に対応できました。					保育需要に応じた提供体制が確保できているため、維持に努めます。		

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として、東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育て支援を行うとともに、安定した事業運営を図っています。

単位：人日 ※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	804	285	447	285	306	447	667	447		447
② 確保の内容	804	285	447	285	306	447	667	447		447
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0		0
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
保育園等の送迎等、利用者のニーズに応じて事業を実施しました。産前産後の家事支援などを中心に利用件数は大幅に増加しました。		3	利用者のニーズに応え、必要とされるサービスを提供することができました。					引き続き、様々なニーズに対応するため、必要な支援を実施していきます。		

8 利用者支援事業

(1) 保育コンシェルジュ事業・特定型

【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

単位：箇所

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1		1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1	1	1		1
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0		0
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
市役所の保育課窓口には保育コンシェルジュを2名配置し、保育に係る情報提供、相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を行いました。		3	子育て中の保護者及び子どもや妊婦等が、そのニーズに応じた保育施設や保育事業を選択し、必要な保育事業を円滑に利用できるよう支援できました。					今後も引き続き、市役所の保育課窓口には保育コンシェルジュ2名を配置し、子育て世帯への支援の充実に努めます。		

(2) 母子保健型

【事業の内容】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行います。

健康推進課窓口には1か所設置し、保健師による複数体制の配置を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

単位：箇所

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1		1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1	1	1		1
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0		0
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
市立保健センター（1か所）で実施しました。 母子健康手帳交付時の面接者：493人		3	母子健康手帳交付の際に全ての妊婦に対して保健師・看護師が面接を行うことで、妊娠から出産・子育てまでのサポートを切れ目なく行う機会を創出できました。					今後もすべての妊婦への面接を継続し、母子健康手帳の交付を通じて、母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援をしていきます。		

9 妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊娠期を健康に送ることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう、支援します。

単位：回 ※年間延べ利用回数											
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	
① 量の見込み	8,480	9,058	8,128	8,834	7,568	8,666	9,348	8,470		8,260	
② 確保の内容	8,480	9,058	8,128	8,834	7,568	8,666	9,348	8,470		8,260	
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
令和5年度の実施状況		評価		評価の理由				次年度以降の方向性			
14回の妊婦健康診査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票及び4回の妊婦超音波検査受診票、新生児聴覚検査受診票を発行し、委託医療機関で健康診査を実施しました。 受診票交付数：9,348件		3		妊婦健康診査の受診票の交付により、妊婦の健康診査等を助成することで、妊娠期の適切な健康維持を図ることができました。				今後もすべての妊婦健康診査受診票の発行を継続していきます。			

10 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援しています。

単位：回 ※年間延べ訪問回数											
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	
① 量の見込み	457	647	471	631	462	462	475	452		440	
② 確保の内容	457	647	471	631	462	462	475	452		440	
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
令和5年度の実施状況		評価		評価の理由				次年度以降の方向性			
市の保健師や委託した訪問指導員が家庭を訪問し、新生児の発育、生活環境、疾病予防などの相談を行いました。		3		コロナ禍においても感染症対策をとりながら、乳幼児の全戸訪問を行うことで、子育てに関する情報提供により、母子の健康増進を図り、母子保健から児童福祉へ切れ目のない支援を行いました。				今後も乳幼児の全戸訪問を行うことで、育児の孤立化を防ぎ、乳幼児の成長をサポートしていきます。			
保健師訪問指導数：139件 委託訪問指導数：336件											

1 1 養育支援訪問事業

【事業の内容】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行っています。

単位：回 ※年間延べ訪問回数

	令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (実績) (計画値)		令和5年度 (実績) (計画値)		令和6年度 (実績) (計画値)	
① 量の見込み	26	21	121	21	191	121	65	121		121
② 確保の内容	72	72	128	72	309	189	312	189		189
差異 (②-①)	46	51	7	51	118	68	247	68		68
令和5年度の実施状況		評価	評価の理由					次年度以降の方向性		
対象家庭に対して訪問支援を行いました。 (専門的相談・支援) 訪問実施延件数 48件 (育児・家事援助支援) 訪問実施延件数 17件		3	養育支援が必要な方に対し、適切なサービスの提供を行い、需要増に対して、十分なサービス確保に努めました。					今後も、事業の安定的な提供に努めます。		

1 2 要保護児童対策地域協議会運営事業

【事業の内容】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づき東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となっており、関係機関と連携して虐待対応を行います。

代表者会議を年2回、実務担当者会議を年4回実施しています。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
令和5年度年間事業計画に基づき実施しました。 ・代表者会議2回 ・実務担当者会議4回 ・チームケア会議33回	3	代表者会議の開催にあたっては、オンライン参加も引き続き取り入れました。実務担当者会議では、会議の後に進行管理部会を開催し、構成機関の連携強化を図りました。 また、個別ケースについては、適宜、チームケア会議を開催することで、関係機関との情報共有、役割分担、支援方針の検討及び連携を図りました。	関係機関との連携強化、児童虐待防止や里親制度の周知、啓発に努めます。

1 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
施設型給付を受けない私立幼稚園に通園する、生活保護受給世帯の子ども、年収360万円未満相当世帯の子どもまたは所得階層に関わらず第3子以降の子ども(小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合)の保護者に対し、幼稚園に支払う給食費のうち副食費分について、幼稚園教育の振興と充実を目的として、補助金を	3	実費徴収に係る補足給付費補助金の交付対象者63人に補助金を交付し、幼稚園に支払う給食費等の負担を軽減した保護者数は、延べ592人になりました。	今後も引き続き、低所得で生計が困難である等の保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、対象者に対し、補助金を交付していきます。

1 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士経験者等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
新規参入事業者がいなかったため、実施しませんでした。	0	事業を実施しませんでした。	今後新規参入事業者があった場合、補助の活用を検討します。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
認定こども園が、本事業を実施するための職員加配が難しいことから、実施はしませんでした。	0	事業を実施しませんでした。	次年度以降も、職員加配の状況に応じて、検討します。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助する事業です。

多様な集団活動事業とは、例えば、園舎を持たない幼稚園類似施設（森のようちえん等）や各種学校が該当します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用者支援事業補助金の交付申請対象者1名に対し補助金を交付し、負担の軽減を図りました。	3	地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図りました。	今後も引き続き、利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図るため、対象者に対し、補助金を交付していきます。

5.教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

【事業の内容】

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であるため、既存の幼稚園が認定こども園に移行することは、利用者の利便性の向上につながります。市では、2つの私立の就学前施設が認定こども園に移行しております。今後の保育ニーズを的確に把握しながら、幼稚園から認定こども園への移行について検討・判断してまいります。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1～3号認定の利用実績よりも提供量が上回っていることから、認定こども園への移行については現段階では不要と判断しました。	3	保育の利用実績及び提供量を踏まえ適切に判断を行ったため。	現状、保育の利用実績よりも提供量が上回っており、また、少子化が進んでいることから、今後も需要よりも提供量が上回ることが見込まれる。そのため、認定こども園の移行については、次年度以降も不要と考えている。

2 質の高い教育・保育の提供に向けた取組

【事業の内容】

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。市では、質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命等の研修を行い、その専門性の向上を図っています。

今後も、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
令和5年度は、食物アレルギー研修（参加者42人）、乳幼児救急救命講習（参加者21人）、不審者対策研修（参加者43人）、コンプライアンス・虐待防止研修（参加者25人）、病児ケア等の支援研修、発達障害児研修を実施しました。	3	例年実施している研修の他、虐待防止研修を実施し、教育・保育の質の向上に資することができたため。	引き続き、研修会を実施し、更なる質の向上に努めます。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

【事業の内容】

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っています。また、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。

地域子ども・子育て支援事業についても、子育て家庭の多様化するニーズや地域の実状を踏まえ実施するもので、その役割は重要であり、子育て家庭が必要なサービスを利用できるように支援します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
地域子ども・子育て支援事業についてのパンフレットやチラシを作成し、施設や窓口配布及び設置するとともに、市報や子育て応援アプリ等を活用して、事業等の周知を行いました。なお、子育てイベントの申込は市公式ホームページからオンラインでの受付にするなど利便性を向上させました。	3	各種の広報手段を活用することにより、子育て家庭が情報を受け取り、必要なサービスを利用できるよう情報発信をしました。	今後も、子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう情報発信に努めます。

4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

【事業の内容】

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の児童の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
市内小規模保育事業5施設及び家庭的保育事業2施設について、市内認可保育園に連携施設を設け、切れ目なく保育が受けられるよう体制を整えています。	3	地域型保育施設について全施設、連携施設を設け、切れ目のない適切な保育を受ける体制整備を図ることができました。	次年度以降について、地域のニーズに応じて、維持していきます。

5 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携

【事業の内容】

子どもたちの乳幼児期における経験は多種多様です。異なる環境で過ごした子どもたちが、就学前の教育・保育施設等に就園し、その後小学校に円滑に就学するために、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が重要となります。市では、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携を図るため、幼保小連携会議を実施し、小学校就学に向けての情報交換、連携に関わる取組等を協議しています。

今後、小学校就学に配慮が必要な子どもたちに対して、支援のさらなる充実等にむけて連携強化を図ります。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
幼保小連携会議の実施はありませんでしたが、教育指導課による配慮が必要な子どもの巡回指導や保育園より保育所児童保育要録を小学校に送付する等、連携を図りました。	3	配慮が必要な子どもの巡回指導や保育園より、小学校に情報提供等を行い、着実に連携が図れたため。	引き続き、連携を図っていきます。

6.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【事業の内容】

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から開始されました。

子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

市では、この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、分かりやすく制度の概要をまとめたカラーのパンフレットを配布しました。	3	新入園児の保護者等、初めて子育てのための施設等利用給付を利用する場合においても、パンフレットにより、理解の向上に努めることができ、公正かつ適正な支給の確保につながりました。	施設から保護者への案内などもあり、制度の理解については浸透してきていると思われます。今後は、市報の掲載等、定期的に周知を進めていきます。

7.基本指針に基づく任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【事業の内容】

保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
保育園、幼稚園等事業において、保護者が入園を希望する時期に円滑に利用できるよう、提供量の確保に努めました。	3	1号認定、2号認定及び3号認定において、十分な提供量を確保することが出来ました。	保育需要の動向及び保育士不足の影響を考慮しつつ、提供量の維持・拡大の方策を検討していきます。

【事業の内容】

次世代育成支援対策推進法が令和7（2025）年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、市では、特定事業主行動計画を推進します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
特定事業主行動計画に基づき、計画目標を達成するよう事業を推進しました。	1	令和5年度の計画目標の進捗状況について、一部計画目標を達成しました。	計画目標の達成状況の提供や制度の趣旨について説明を行うことで職員の理解を深め、全ての計画目標を達成できるように努めます

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

（1）児童虐待防止の充実

【事業の内容】

- ・発生予防から早期発見、早期対応に努めます。
- ・子どもの安全確保及び支援に努めます。
- ・保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- ・福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
子どもと子育て家庭への総合相談支援のほか、児童虐待防止に向けた広報・普及啓発や関係機関への情報提供、要保護児童対策地域協議会の運営等の取組を行いました。	3	事業を通じて、児童虐待の防止等を図ることができました。また、チームケア会議の開催等、関係機関との連携による児童虐待対応により、重篤な虐待事案を発生させないよう相談支援に努めました。	相談支援及び子育て支援サービスの実施、関係機関との連携、広報による普及啓発等により、児童虐待防止の充実に努めます。

(2) 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

【事業の内容】

子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
ひとり親家庭の総合的な相談及び児童扶養手当支給による自立支援を行いました。 ・生活一般、経済的支援等相談件数 435件 ・児童扶養手当受給者数 670人（年度末における対象者数・全部停止者129人を含む）	3	ひとり親家庭の継続的な相談支援等により、総合的な自立支援を行いました。 必要に応じて、関係機関等と連携を図り、また、ひとり親家庭を対象とした事業の実施により、ひとり親家庭の生活の安定と向上に努めました。	引き続き、相談支援の継続及び各事業の広報等により、事業の利用の推進に努めます。

(3) 障害児施策の充実等

【事業の内容】

障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、福祉、保健・医療、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。

令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
当事者及び保護者の相談に応じ、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の適切な支給決定を実施しました。また、障害児を介護している方への相談支援や交流会としてケアラー支援事業を実施しました。	3	当事者及び保護者（介護者）の相談支援や支給決定を適切に実施しました。	関係機関と必要に応じて連携し、適切な相談対応及び支給決定を継続します。
乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学及び児童精神医学の立場から、発達に重点をおいた健診を行いました。 実施回数 30回 延受診者数 132人	3	身近な区市町村で発達健診を行うことにより、保護者の心理的・物理的負担なく適切なフォローをすることができました。	今後も発達状況について確認が必要とされた乳幼児を対象に発達健診を実施していきます。

Ⅲ 第1期東大和市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針に基づく次世代育成支援対策に係る市町村行動計画です。

市では、平成17（2005）年度から平成26（2014）年度まで10年間にわたり、次世代育成支援対策推進法に基づき東大和市次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、目標事業量を定め、子育て支援施策を推進してきました。

平成27（2015）年度から定量的な子育て支援施策の整備量等の目標を市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する法改正がされ、市町村次世代育成支援行動計画の策定は任意化されました。

「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定にあたり、市の実情に応じた施策の推進を目的とし、地域における子育て支援、子どもの健康の確保・増進と心身の健やかな成長、安心して子育てができる環境の整備等の方策について、あらためて、第1期東大和市次世代育成支援行動計画（健やか親子21〔第2次〕）に基づく東大和市母子保健計画の一部を含む）として位置づけることとし、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

【参考】次世代育成支援対策推進法
（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一
期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健
やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確
保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動
計画」という。）を策定することができる。

基本目標１ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や子育て家庭が感じる孤立感、子育ての負担感を減らし、安心して子育てができるよう、すべての子ども及び子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要です。
妊産婦や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭を取り巻く様々な生活課題への相談等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、出産・子育ての不安を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる仕組みをつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-1-1 ケアラー支援事業	障害福祉課	総合福祉センターは～とふるにおいて、障害児（者）を介護している方に対して、障害の制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や交流会等を行う事業です。	障害児（者）を介護している方に対する相談支援や交流会を実施しました。 相談支援 8,243件（延） ※障害児（者）総数 交流会 年6回実施（延69人参加）	3	交流会は毎回テーマを検討し、適切に実施しました。	引き続き、事業を実施していきます。また、周知方法を検討・工夫していきます。
1-1-4 子育て総合相談・専門相談	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターで実施している子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指す事業です。 福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	子どもと家庭に関する総合相談、心理相談等を実施しました。 （子どもと家庭に関する総合相談） 新規件数 282件 （心理相談） 実人数 36人 延人数 100人	3	相談窓口について、広報等で積極的な周知等を図るとともに、必要な相談支援及び関係機関との連携に努めました。	引き続き、子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談等により、切れ目のない支援を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会の機能を活用することで、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携強化を図り、支援を行います。
1-1-5 母子保健健康教育・相談事業	健康推進課	子どもの健やかな成長発達に必要な、食事や親の関わり・遊び・生活リズム・むし歯予防などの生活習慣について、必要な知識の普及や情報提供を行う事業です。 また、妊産婦や育児中の保護者に対して、育児不安を解消し、安心して子どもの成長・発達に応じた子育てが行えるよう保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談を行う事業です。	育児学級：8回開催 参加者延34人 職員派遣：なし 保健相談：電話925件 窓口763件 歯科相談：電話4件 窓口3件 栄養相談：電話65件 窓口46件	3	保健、歯科、栄養に関する相談について、窓口個別相談、電話相談等を充実させました。	専門職による適切な情報提供や助言を行い、育児不安を解消及び、交流の場の提供を継続していきます。
1-1-6 育児相談事業（すこやか広場）	健康推進課	乳幼児期の健康・栄養・発育発達・病気などについて保健師等に気軽に相談を行って、知識を習得していただくとともに、育児の仲間づくりの場を提供しています。 また、未熟児、多胎児などの保護者に対し、専門的な情報提供や助言を行い、育児不安を解消し、交流の場を提供する事業です。	身体計測事業：12回開催 参加者268人 個別相談57人 多胎児の会：6回開催 参加者6人 高齢初産の会：6回開催 参加者38人 未熟児の会：8回開催 参加者34人 （参加者数：延403人）	3	保健師、栄養士等専門職が、保護者の状況に応じ専門的な情報提供や助言を行い、育児不安の解消や仲間づくりのための、交流の場を提供することができました。	専門職による適切な情報提供や助言を行い、育児不安を解消及び、交流の場の提供を継続していきます。
1-2-10 休日急患診療所運営事業	健康推進課	休日の小児初期救急診療を行い、休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報を提供する事業です。	患者数：975人（うち、小児患者330人） 休日・夜間等に開設している小児医療機関の診療案内サービスや小児救急電話相談の情報を市報等で随時提供しました。	3	休日における救急診療に加え、感染症流行期において、新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスの抗原定性検査を行ったほか、小児医療機関に関する問合せに対して情報提供を適切に行えました。	休日、祝日及び年末年始における小児救急診療を滞りなく実施し、電話相談に対して適切に情報提供を行っていきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-3-3 母子健康手帳交付時面接事業	健康推進課	妊娠期を安心して過ごし、出産できるよう、妊娠届出時に保健師等が面接相談し、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、支援が必要な場合には早期から支援を開始する事業です。	母子健康手帳交付者493人の全てに専門職が面接を行い、妊娠、出産、育児に関する情報提供や相談支援を行いました。	3	母子健康手帳交付時のアンケート調査により、妊婦の不安や出産後の育児環境、支援体制等を把握し、妊婦のニーズにあった情報提供や、きめの細かい相談支援を母子健康手帳交付時に行えました。	引き続き専門職による妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていきます。
1-3-5 両親学級事業	健康推進課	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなどの支援を行う事業です。	両親学級を6回（延18日）開催し、119人（延313人）の参加がありました。	2	6回開催し、妊婦とそのパートナーの参加にしてもらうことができました。	妊婦とそのパートナーが安心して参加できるように、妊娠、出産、育児に関する情報提供を実施し、参加者同士の交流や仲間作りの場を提供していきます。また、父親が参加しやすいよう、土曜日にも一部開催している。
1-4-3 青少年対策事業	青少年課	市内の小学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10地区）の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	市からの助成を利用し、「東やまとの青少年」発行のため、東やまとの青少年編集委員会を実施しました。また、地区合同の視察研修を実施しました。	3	「東やまとの青少年第47号」の発行および、合同視察研修の開催が行えたことで、達成の評価としました。	引き続き各地区への助成等を行い、より青少年健全育成に繋がる行事等の支援をします。

基本目標２ ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-1-1 公民館事業（保育付講座・親子サロン）	中央公民館	中央公民館等で保育付講座を実施し、乳幼児のいる保護者にも学習の場を提供する事業です。	「おやこふれあいフェス」：中央公民館ホール・ホールステージ・学習室・保育室で、保育室利用のPRとして、保育室利用団体活動内容の発表・活動内容の体験・活動内容の展示・保育室の見学などを実施しました。（来館者数452人、スタッフ参加者数136人） 保育付講座 中央公民館：（前期）「自尊感情を育み、子育てを楽しむ」ワクワクな自分づくり講座全10回（延参加者数89人） （後期）「ヨガ・葉膳・アドラー心理学による自分軸を整える講座」全10回（延参加者数115人） 保育室体験講座：（4団体延7団体全21回（延参加者数183人） 南街公民館：「おうちでできるモンテッソーリ教育」全7回（延参加者数72人） 「漆を使った金継とスプーン制作」全9回（延参加者数118人） 上北台公民館：「ポジティブ心理学&ゆる体操講座」全10回（延参加者数68人） 保育室体験講座：2団体全6回（延参加者数131人）	3	保育室活動を通して、地域の子育て連携が深まるよう、保育室のある3館の公民館が合同で市民団体を支援し、保育室PRのための事業を実施し、市民同士の結びつきを高め、保育室活動を推進することができました。 講座では、グループワークの時間を多く持つことができ、参加者同士で悩みを共有し合い、親睦を深めることができました。 父親の子育て情報への関心が高まってきており、男性の参加も徐々に増えてきております。子どもの健やかな発達のために、子育て方針や手法を母親一人で抱えずに、夫婦協力して取り組むことに繋がっています。 体験講座では、会員増につながり、一定の効果が見られました。	「おやこふれあいフェス」：保育室を考える会の取り組み意欲に対応して実施する方針です。 保育付講座（中央・南街・上北台公民館）：引き続き、子育て世代にニーズのあるテーマで保育付講座を実施します。男性の子育てへの関心の高まりをふまえ、父親に向けての情報発信にも取り組みます。 体験講座：保育室利用のグループが激減したことから、今年度早いうちに実施したい。
2-1-2 プラネタリウム投影事業	生涯学習課	乳幼児と保護者を対象とした、「ひよこプラネタリウム」を投影し、親子で星空を眺め楽しんでいただく機会を提供する事業です。	令和5年度は7月7日に1回実施し、23人の乳児とその保護者が観覧しました。	2	新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止の対策も終わり、以前のように複数回投影をしたいところですが、他のプラネタリウム業務との兼ね合いもあり年間1回の実施に終わりました。	今後も継続して実施していきます。
2-2-1 児童発達支援事業	障害福祉課	就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定を行いました。 実利用人数 114人 （うち、やまとあけぼの学園 16人）	3	適切な相談対応及び支給決定を実施しました。	適切な相談対応及び支給決定を継続します。

2-2-2 子ども支援員派遣事業	教育指導課	通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童の精神面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童に対して子ども支援員を派遣し、諸問題の解決を図っていく事業です。	子ども支援員派遣人数/回数 22人/1,260回	2	事業実施にあたり都補助事業を活用し、当該児童・生徒が抱える諸問題等への支援や子ども支援員を対象とするスキルアップを目的とした研修等を実施し、支援体制の構築を行いました。	子ども支援員の派遣に対するニーズに対応するため、学校からの要請に基づき、継続的に子ども支援員を派遣するために、人材の確保を行います。また、各校特別支援教育コーディネーター等と連携し、対象児童・生徒の課題解決に努めます。
2-2-3 学習支援員事業	教育指導課	小学校において特別な支援を必要とする児童の支援及び学級の荒れの未然防止を図るために校長が指定する特定の学年に学習支援員を配置する事業です。	小学校において、落ち着いた環境の中で学習に取り組めるように、教室内で子どもたちの支援を行う学習支援員を配置しました。 〈実績等〉配置校 小学校10校	3	市内すべての小学校において学習支援員を配置し、児童に確かな学力を身に付けられるよう学習環境を整えることができました。	今後も人的な配置を継続して行い、児童・生徒の学習意欲を高め、児童の学力向上を図ります。
2-2-4 中央図書館見学会事業	中央図書館	小学3年生及び保育園・幼稚園年長組の児童を対象に中央図書館見学会を実施し（保育園・幼稚園児童には、清原図書館でも実施）、お話し会を楽しんだり、図書館の利用方法を学び、館内案内や本を各自で借りる体験を通して、本に親しむ機会を提供する事業です。	市立図書館見学会 中央図書館 小学3年生 10校25クラス 保育園・幼稚園 14園 桜が丘図書館 保育園 1園 清原図書館 小学2年生 2クラス 保育園・幼稚園 4園	3	市内小学校全校の3年生による中央図書館見学会、及び市内保育園・幼稚園の年長クラスの見学会等も実施でき、児童が図書館利用を学び、本に親しむ機会を提供できました。	今後も児童が本や図書館に親しむ機会を提供していきます。
2-2-5 図書館によるお話し会・出前話し会事業	中央図書館	図書館全館において対象年齢ごとに、お話し会やわらべうたのお話し会を実施し、小学校等の読書週間等に小学校等に出向いて、お話し会やブックトーク等を実施する事業です。	おはなし会 中央図書館 4歳～小1 24回 小2以上 24回 桜が丘図書館 3歳以上 13回 4歳～中学生 23回 清原図書館 4歳～中学生 25回 わらべうたのおはなし会（3歳以下の乳幼児と保護者） 桜が丘図書館 20回 清原図書館 21回 赤ちゃんおはなし会（1歳前後の乳幼児と保護者） 中央図書館 10回 出前おはなし会 3校・1施設	3	おはなし会やわらべうたのおはなし会、及び学校への出前おはなし会を実施することができました。	今後も、おはなし会やわらべうた、ブックトーク等を実施し、子ども達に物語や本に親しむ機会を増やしていきます。
2-2-6 郷土博物館による授業の受入れ・講師派遣・出張授業事業	生涯学習課	学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習のお手伝いをしています。郷土博物館の各専門分野の職員が授業に参画することで、児童・生徒に対して、より魅力ある学習の機会を提供しています。	令和5年度は、91件の授業の受入れ・協力を行いました。その他、職員が出前授業を行うほか、資料の貸出、求めに応じて教師への助言をとおして授業協力も行いました。	3	新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止の対策も終わり、徐々に以前のように学校教育との連携が図れるようになってきました。学習の成果として、授業の様子をロビー展示で紹介しました。	学校からの依頼に応じて、連携をとり継続していきます。

2-2-7 プラネタリウム事業 (学習投影・幼児投影)	生涯学習課	小・中学生が対象の「学習投影」、保育園・幼稚園児を対象とした「幼児投影」を実施し、子どもたちに天文に親しむ機会を提供する事業です。	令和5年度は学習投影は30団体2076人、幼児投影は33団体1407人の利用がありました。	3	新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止の対策も終わり、徐々に以前のように学校教育、幼稚園・保育園との連携が図れるようになってきました。	学校・幼稚園・保育園からの依頼に応じて、連携をとり継続していきます。
2-3-1 就学支援シート活用事業	教育指導課	就学前の新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目的とした事業です。	就学支援シート回収数 154部 (新1年生総数 660人)	3	就学支援シートを新1年生に配布し、保護者から学校に提出されたシートに基づき就学前機関と小学校、保護者で情報共有を行い、切れ目ない支援を行うことができました。	引き続き、就学支援シートの活用を促し、就学前機関と小学校、保護者等の更なる連携の促進を図ります。
2-4-1 児童手当支給事業	子育て支援課	児童手当を対象者に支給し、子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目指す事業です。	法令に基づき児童手当を支給し、経済的支援の充実を図りました。 1月分の受給者数は、5,441人でした。	3	法令等に基づいた適切な事務処理を行いました。	引き続き、法令等に基づいた事務処理を行います。
2-4-4 乳幼児医療費助成事業	子育て支援課	乳幼児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうちの自己負担分を助成し、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目指す事業です。	乳幼児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図りました。 3月末時点の対象乳幼児数は、3,910人でした。	3	法令等に基づいた適切な事務処理を行いました。	子どもに係る医療費の一部を助成し、家庭の経済状況等によらず、すべての子どもが必要な医療を受けられるよう、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ります。
2-4-5 義務教育就学児医療費助成事業	子育て支援課	義務教育就学児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担分を除いた費用を助成し、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目指す事業です。	義務教育就学児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図りました。 また、令和6年10月1日から所得制限及び保険診療分の窓口負担額を撤廃するための準備を行いました。 3月末時点の対象義務教育就学児数は、5,440人です。	3	法令等に基づいた適切な事務処理を行いました。	子どもに係る医療費の一部を助成し、家庭の経済状況等によらず、すべての子どもが必要な医療を受けられるよう、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ります。

2-4-8 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）啓発推進事業	子育て支援課	令和2(2020)年度に、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、制定した東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）の周知、啓発を行う事業です。	中央公民館「夏休み☆みんなでつくる遊空間」事業（8月2日） 「ふしぎな手紙を書こう〜かくれたメッセージがうきあがるよ!」事業を実施しました。 産業まつりでの出展（11月4、5日） 憲章についての展示（憲章ができるまで、イラスト原画展示）、思いつく権利を自由に書き込むコーナー、原画作成者西村祐貴氏による似顔絵ワークショップ、世界のこども権利かるたを使ったクイズを実施しました。 人権週間（12月1日〜9日） 市役所1階ロビーにて、憲章に関する展示を行いました。 憲章啓発品としてカレンダーを作成し、産業まつりでの参加者への配布のほか、市内公共施設、市内小・中学校に配布し、掲示を依頼しました。	3	各種啓発推進事業により、市内の児童・生徒及び子育て世代に対し、憲章の周知・啓発を実施することができました。	引き続き、市内で実施している行事の場で憲章に関する展示の場を設ける等、啓発活動に努めていきます。
2-4-9 薬物乱用防止の普及啓発事業	健康推進課	薬物乱用防止東大和地区推進協議会が行う、青少年に薬物を乱用させない啓発事業の取組を支援する事業です。	うまかんべえ〜祭 環境市民のつどい（オンライン開催あり） 東大和市福祉祭 ポスター及び標語募集応募点数： ポスター25点、標語16点、合計41点 市内小中学校等での講演会：10回	3	各行事における啓発活動及び学校等での講演会を行うなど、薬物乱用防止の啓発活動を実施できました。	今後も引き続き青少年に薬物を乱用させないための啓発活動をポスターや標語募集、講演会等を通して実施していきます。
2-4-10 乳幼児健診事業	健康推進課	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査（身体計測・医師の診察・相談等）を行い、必要に応じて経過観察健康診査を行う事業です。	3〜4か月児健康診査 受診者数463人 受診率96.7% 6か月児健康診査 受診者数464人 受診率96.9% 9か月児健康診査 受診者数470人 受診率98.1% 1歳6か月児健康診査 受診者数497人 受診率87.7% 3歳児健康診査 受診者数534人 受診率85.2% 5歳児健康診査 受診者数542人 受診率80.7%	2	集団健診をコロナ禍前のとおり、実施できました。	今後も、各健診ごとに実施し、発達の節目の適切な時期に安心・安全に健康診査が受けられるよう事業を継続していきます。
2-4-11 乳幼児歯科保健事業	健康推進課	乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物塗布などを行う事業です。	むし歯予防教室6回開催 参加者67人 歯科健診31回開催 参加者408人 歯科予防処置31回開催 参加者130人 （参加者数 延）	2	参加者の人数や受付時間を調整することで、感染予防対策を行いつつ、実施継続できました。	今後も、各事業ごとに感染症対策を実施し、事業を継続していきます。また、内容の充実の検討を行います。
2-4-12 乳幼児栄養教室・親子料理教室事業	健康推進課	離乳食講習会や幼児食講習会を行い、離乳食、アレルギー食、食生活等、子どもの成長に関する知識の普及や学童期の食生活を通じた健康づくりを支援する事業です。	離乳食講習会（初期）12回開催 参加者77人 離乳食講習会（中後期）10回開催 参加者41人 幼児食講習会 3回開催 参加者17人 親子料理教室 2回開催 参加者38人	3	感染予防対策を講じたうえで、事業を実施できました。	乳幼児期の食事のあり方や、栄養についての知識の普及のため、各種講習会等を実施していきます。

2-4-13 食育推進教室事業	健康推進課	子どもの発達段階に応じた健全な食生活の実践のための知識の普及、地域の食文化の継承、地元生産者との交流、食の安全などについて、講習と調理実習により知識の普及を行い、食に関する関心及び理解を深め、食を選択する力を養い、心身の健康の確保を目指す事業です。	第1回 地元シェフと作ろう！イタリア料理教室 参加者11人 第2回 夏休みに自分でランチ&デザートを作ろう！ 参加者11人 第3回 お子さんの安心おやつにも！あんフラワーケーキ作り 参加者12人 第4回 春休み・和スイーツに挑戦 参加者7人	2	食育という幅広い分野において、それぞれのテーマに沿った教室を実施できました。	事業の中で、実習を取り入れ、工夫を凝らした内容を実施していきます
2-4-14 予防接種・予防接種費用助成事業	健康推進課	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の発生及びまん延を防ぐため、法令に基づき予防接種を行い、出産に伴う里帰り等で事前に申請した市外での定期予防接種の費用について、限度額の範囲内で助成を行う事業です。	【予防接種】 定期予防接種A類実施件数 15,798件 定期予防接種B類実施件数 12,619件 【予防接種費用助成】 定期予防接種助成件数（里帰り等） 94件 任意予防接種助成件数（HPV接種分）6件	3	【予防接種】 法令に基づく定期予防接種のうち、努力義務のある定期A類については接種率がほぼ100%であり、概ね実施できました。 【予防接種費用助成】 広報により事業の周知を行ったため、申請件数が増え、多くの助成を実施できました。	今後、感染症の発生及びまん延防止のため事業を継続していきます。
2-4-15 さわやか教育相談室事業	教育指導課	児童・生徒の教育上の諸問題に関する相談活動の充実を目指す事業です。	市内の幼児・児童・生徒の教育上の問題や悩みに対して、個別相談に応じ、その健全な発育に資することを目的として、相談業務を実施しました。 〈実績等〉相談件数 103件	3	市内に在住または在学する児童・生徒の教育上の諸問題に関する相談活動を通じて、一層の教育相談の充実を図ることができました。さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行うことができました。また、教育相談連絡会を開催し、連携の強化に努めました。	教育相談体制を一層充実させるため、関係機関との連携を強化し、児童・生徒の一層の支援体制の充実を図ります。
2-4-16 サポートルーム事業	教育指導課	不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。	不登校・不登校傾向にある児童・生徒を対象に支援を実施しました。 〈実績等〉入室児童・生徒数 31人	3	学校不適応児童・生徒の学習指導を中心に児童・生徒の健全育成に努めることができました。さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行うことができました。また、教育相談連絡会を開催し、連携の強化に努めました。	令和6年度より、校内サポートルームを開設しました。関係機関との連携を強化し、教育相談体制の一層の支援体制の充実を図ります。
2-4-17 スクールカウンセラー事業	教育指導課	市内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を目指す事業です。	東京都公立学校スクールカウンセラーを各校に配置しました。また、市費負担のスクールカウンセラー（会計年度任用職員）を小・中学校へ配置し、学校内等における教育相談業務を実施しました。	3	市内全小学校10校・市内全中学校5校・サポートルームにスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図ることができました。	学校に配置されている東京都公立学校スクールカウンセラーと教職員だけでなく、教育センター等の関係機関との連携をより強化し、児童・生徒への一層のケアを図ります。

2-4-18 スクールソーシャル ワーカー事業	教育指導課	問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけや関係機関とのネットワークの活用・連携により問題の改善及び軽減を目指す事業です。いじめに関する電話相談も実施しています。	スクールソーシャルワーカーを3名体制を維持し、問題を抱える児童及び生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関とのネットワークを活用し、問題の改善及び軽減を図りました。 <実績等>学校巡回、校内委員会への参加 小学校10校・中学校5校	3	スクールソーシャルワーカーが、週1回3時間程度全小・中学校を巡回し、問題を抱える児童・生徒の状況把握及び環境への働きかけを行うことで、問題の改善及び軽減を図ることができました。	教育相談体制をより一層充実させるため、関係機関との連携を強化し、児童・生徒の生活指導上の課題解決を図ります。
2-4-19 私立幼稚園保護者に対する補助事業	保育課	私立幼稚園、認定こども園または幼稚園類似施設に通園する3歳児から5歳児までの保護者に補助を行い、保護者の負担軽減を図る事業です。	幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園へ幼児を通園させている保護者に対し所得に応じて補助金を交付し、保育料等の負担を軽減しました。	3	令和5年度における幼稚園の入園児童数のうち約99.1%に対して補助金を交付し、保護者の負担を軽減しました。	次年度以降も幼稚園教育の振興と充実を図るため、保護者に対し、適切な補助金交付を実施していきます。
2-5-1 放課後等デイサービス事業	障害福祉課	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定を行いました。 実利用人数 294人	3	適切な相談対応及び支給決定を実施しました。	適切な相談対応及び支給決定を継続します。
2-5-2 無料学習塾の支援	子育て支援課	市民センター等において、市民ボランティアが企画・運営している無料学習塾に対して、会場の確保及びチラシの配布などの支援を行っています。	ボランティア講師の高齢化に伴い、企画・運営が困難となり、無料学習塾を開催することができませんでした。	0	無料塾を開催できませんでした。	新たなボランティアを募集するとともに、他の教育機関や非営利団体との連携を探り、塾を再開するための方法を検討します。
2-5-4 児童館事業	青少年課	子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う事業です。	新型コロナウイルス感染症の影響が軽減してきたことから、一部制限や複数回に分けて行事を実施する等の対策を取りながら、子どもを対象とした事業を多く実施しました。	3	新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いつつ、事業を実施することができました。	様々な工夫を凝らし児童館事業を実施することにより、利用者がより楽しく過ごせる場の提供を行います。
2-5-5 ランドセル来館事業	青少年課	共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供している事業です。	共働き家庭等の小学生の放課後の居場所として遊びや生活の場を提供しました。 令和5年度 ランドセル来館延べ利用者数 ならはし児童館 8,862人 かみきただい児童館 3,373人 むこうはら児童館 7,737人 なんがい児童館 7,839人 きよはら児童館 4,352人 さくらがおか児童館 6,224人	3	放課後や学校休業日に多くの児童を受け入れ、安全で楽しい居場所の提供ができました。	引き続き、多くの児童を受け入れ、安全で楽しい居場所の提供を行います。

2-5-7 子どもの学習・生活 支援事業	生活福祉課	生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施している事業です。	令和5年度の利用者は37人。（生活保護世帯8人、その他困窮世帯29人） 中学3年生の利用者全員(8人)の進学が決定しました。 高校中退等の利用者2人については、高校、職業訓練校への入学が決定しました。	3	子どもの学習・生活支援事業については、子どもが安心できる居場所の役割を果たし、利用者37人に生活習慣の改善に関する助言や基礎学力の向上を目指した学習支援を行いました。 中学3年生は、不登校だった生徒も含め利用者全員が進学し、進学者数は昨年度を上回る実績でした。 また、高校中退等の利用者に対し、利用者を取り巻く環境等に配慮した学習支援を実施することにより、高校や職業訓練校への入学に繋がり、貧困の連鎖の防止に寄与しました。	関係機関(子ども家庭支援センター、サポートルーム、さわやか教育相談室等)と連携を図るとともに、潜在的な需要を適切に学習支援へ繋げるため体制構築を進めます。 また、中学3年生の利用者全員が高等学校に進学できるよう、重点的な支援を継続します。
2-5-8 放課後子ども教室推進事業	青少年課	小学生が、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう、小学校の施設を活用し、地域のボランティアの皆様の協力を得て、勉強、スポーツ、文化活動、交流活動を行う事業です。	教育指導課と協働で講師を招いてフライングディスク等の体験を行いました。新型コロナウイルス感染症により学年を分けて活動していた放課後子ども教室について、全学年が参加できる体制を整えました。 令和5年度 延べ実施日数 561日(全校延べ) 延べ参加者数 16,863人	2	コロナ禍前に比べ、放課後子ども教室参加児童数が増えました。一部の学校で、スタッフ不足により活動中止をしました。スタッフの確保が課題となったため、実施状況と勘案した結果、当評価となりました。	スタッフの確保に努め、より充実した放課後子ども教室の実施を行います。

基本目標３ 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。このような保育ニーズの高まりに対応していけるよう、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
3-1-1 ミュージックチャイム (夕やけこやけ)事業	秘書広報課 (広報プロモーション課)	子どもたちが日没前に安全に帰宅できるよう、「夕やけこやけ」を1月～3月、10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から防災行政無線を活用して放送する事業です。	防災行政無線を活用し、「夕やけこやけ」を1月～3月、10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から放送しました。	3	1年を通して予定どおり放送を行うことができました。	子どもたちの安全な帰宅を促すため、次年度以降も引き続き放送を行います。
3-1-2 青色回転灯パトロール カー巡回事業	防災安全課	子どもたちの安全を確保するため、青色回転灯を装着したパトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施する事業です。	毎週月曜日から金曜日までの5日間、午後1時15分から6時15分まで、警視庁の運転許可証を取得した職員が市内全域を廻り、子どもの見守り及び不審者等の警戒を行いました。	3	開庁日の午後1時15分から6時15分までの間、青色回転灯パトロールカーでの地域の見守りを実施できました。	地域の見守りを実施するため、引き続き、青色回転灯パトロールカー巡回を行う。
3-1-3 安全安心情報送信サービス	防災安全課	不審者出没情報などの子どもの安全に関する情報のほか、気象、地震など災害に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信する事業です。	犯罪情報などを電子メール配信サービスの「安全安心情報送信サービス」の登録者に送付しました。 令和5年は43件のメールを送信しました。	3	犯罪情報などの情報提供があった際に迅速にメールにより情報提供を行いました。	迅速に犯罪情報などの情報提供を行うため、引き続き、安全安心情報送信サービスを行う。
3-1-4 交通安全施設管理事業	道路交通課 (都市基盤課)	通学路における児童・生徒の登下校時等の安全を確保するために、関係課や警察と連携し、通学路標識をはじめとする交通安全施設の改善対策を実施する事業です。	道路反射鏡補修 7基 警戒標識補修 2基 区画線補修 7,041.03m (97路線) カラー舗装補修 赤舗装98.56㎡ (10路線)、グリーンベルト247.2m (2路線) その他施設等の補修 35件 道路反射鏡の清掃 1,302基	3	市道の定期的な点検をはじめ、通学路合同点検、その他市民等からの要望により、市道の道路附属物等の交通安全施設を補修するなど適正な維持管理に努めました。	交通事故などの交通災害から市民の生命・身体を守り、安全で安心な生活環境を確保するため、引き続き交通安全施設の改善対策を実施していきます。
3-1-5 公園管理・狭山緑地管理・こども広場管理事業	土木公園課 (都市基盤課)	子どもの遊び場及び市民の憩いの場として、公園を整備する事業です。	子どもの遊び場の充実を目指して末広公園の改修を行いました。 また、公園等の適切な維持管理の実施に努めました。	1	市内の公園の大部分において、老朽化が進んでおり、改修または再整備を進めなければならない公園等が多数あるためです。	既存の計画等を踏まえた公園全体の整備方針、計画の策定を進めていきます。
3-1-6 通学路防犯カメラ設置・維持管理事業	教育総務課	通学路における子どもの安全確保、犯罪抑止に寄与するため、防犯カメラを設置し、維持管理する事業です。	市内小学校10校の通学路に、防犯カメラを合計70台設置しています。業務委託による保守点検を行い、適切な維持管理に努めました。	3	防犯カメラの保守点検を通じて、適切な維持管理に努めることができました。 また、登下校時の子どもたちの安全確保や犯罪抑止に寄与することができました。	次年度以降についても、通学路等に設置した防犯カメラ70台の適切な維持管理に努め、引き続き登下校時の子どもの安全確保や犯罪抑止に努めます。
3-1-7 スクールガード事業	教育総務課	交通安全に理解と熱意を持つ方を学校安全ボランティアとして依頼し、登下校時において、交通整理をしながら、児童・生徒の見守り活動を行う事業です。	地域の方々によるボランティアのスクールガードは、通学路で子どもたちの見守り活動を行いました。活動にあたっては、万が一の負傷等に備えて、市で保険に加入するとともに、活動に必要な物品等を貸与し、適切な見守り活動が実施できるよう努めました。	3	スクールガードによる通学路の見守り活動により、登下校時の児童・生徒の安全確保を図ることができました。	スクールガードの担い手不足が深刻化していることから、子どもたちの安全を守る環境を地域全体で作りあげていくため、スクールガードの活動を広く周知するとともに、担い手の募集等に努めます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
3-1-8 青少年対策事業（あいさつ・見守り・パトロール）	青少年課	防犯パトロールなど、青少年を非行や犯罪等から保護する活動を行っている、青少年対策地区委員会へ助成を行う事業です。	各地区において、コロナ禍前の活動水準に戻りました。ほとんどの地区で夜間パトロールを行い、児童が参加できる様々なイベントを開催することができました。	3	各地区委員会が様々な活動を行い、必要な物品の購入の支援をすることができました。	引き続き助成を継続します。
3-2-1 男女共同参画推進事業	地域振興課	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例に定められた東大和市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画について市民及び事業者の理解が深まるよう取り組む事業です。	男女共同参画に関するパネル展の開催、FM立川へのラジオ出演等、広報・啓発活動を実施しました。また、女性のための法律相談に加え、7月から「女性のための悩みごと相談」を開始し、相談業務の充実に努めました。	3	様々な手段を用いた広報・啓発活動及び相談業務を実施しました。	引き続き、「第三次東大和市男女共同参画推進計画」に基づき、広報・啓発活動及び相談業務の推進に努めます。
3-3-2 赤ちゃん・ふらっと整備事業	子育て支援課	乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替え等ができる設備を、公共施設や民間施設内に設置する事業です。	庁内に設置している赤ちゃん・ふらっとについては、清掃を定期的の実施し備品の確認を行うなど、お子様を連れた方々が安心して利用できるよう整備に努めました。市内の事業所については、事業の啓発に努めました。	3	公共施設の赤ちゃん・ふらっとを快適に利用できるよう維持管理に努め、市内事業所に啓発することができました。	今後もより多くの方に利用していただくためにも環境整備をし、周知をしていきます。
3-3-3 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）啓発推進事業	子育て支援課	令和2（2020）年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）を制定し、周知、啓発を行う事業です。	2-4-8の再掲	3	—	—
3-4-1 サポートルーム事業	教育指導課	不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。	2-4-16の再掲	3	—	—

基本目標 4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。すべての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立に向かっていける地域をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
4-1-1 受験生チャレンジ支援事業	福祉推進課	高校・大学等の受験に備え、受験料及び学習塾等の受講料の貸付を行い、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行う事業です。	学習塾受講料 55件 10,788千円 受験料 61件 2,114千円	3	令和4年度から収入要件が緩和されたことにより令和5年度も件数が増加しました。	令和5年度に引き続き、低所得者世帯、ひとり親世帯にとって有意義な事業であることから、積極的なPRを行っていききたい。
4-1-2 就学支援シート活用事業	教育指導課	就学前の新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目的とした事業です。	2-3-1の再掲	3	—	—
4-2-1 小・中学生対象人権啓発事業	地域振興課	人権の花運動や人権作文コンテスト、子どもからの人権メッセージ発表会への小・中学生の参加を促すことで、人権尊重思想の醸成を図ります。	「人権の花」運動、人権作文コンテストを実施、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から休止していた人権メッセージ発表会を再開しました。また、学校からの要望により、人権教室を実施しました。これらの行事への参加を通じて人権尊重思想の醸成を図りました。	2	従前実施している行事に加え、人権教室を実施することができました。	引き続き、「人権の花」運動等の行事を通じ人権尊重思想の醸成を図ります。
4-2-2 中学生の「税についての作文」コンクール事業	課税課	全国納税貯蓄組合連合会・国税庁が主催の中学生の「税についての作文」コンクール及び全国間税会総連合会が主催の「税の標語」を通じ、租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養う事業です。	租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うため「税についての作文」及び「税の標語」を募集しました。「作文」については596作品、「標語」においては1005作品の応募があり、優秀作品には市長賞を授与しました。	3	「税についての作文」及び「税の標語」の取組を通じて、租税の意義や役割を正しく理解し、考え、表現することで健全な納税者意識を養うことができました。	今後も「税についての作文」及び「税の標語」について、実施していく予定です。

4-2-3 社会を明るくする運動（更生保護事業）	福祉推進課	法務省の主唱で、更生保護について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を実施する事業です。	①“社会を明るくする運動”特設ホームページの開設準備を実施しました。 ②落ち葉掃きボランティアに参加し啓発活動を実施しました。 ③中学校区ごとにミニ集会を実施しました。 ④青少年の更生に関する相談会を実施しました。 ⑤東やまと産業まつりでの啓発活動を実施しました。	3	新型コロナウイルスの影響が残る中、感染対策を行いながら、また事業実施方法を工夫しながら事業が行うことができました。 具体的には、落ち葉掃き等のボランティア活動への参加やミニ集会を実施し、啓発活動を行った。	令和5年度に引き続き、地域も協力して取り組んでいる落ち葉掃きなどの地域別清掃活動に参加し、積極的なPRに努める。また、令和6年度は新たな取り組みとして駅頭でティッシュや啓発物品などを配付しPR活動を行う予定である。
4-2-4 明るい選挙ポスターコンクール事業	選挙管理委員会事務局	小・中学生を対象に、明るい選挙ポスターコンクール及び同ポスター展を実施し、政治参加の重要性や選挙の意義について啓発を行う事業です。	市内の小・中学校から明るい選挙ポスターコンクールに多くの応募がありました。これに伴い、ポスター展を実施しました。	3	当該事業を実施することで、啓発することができました。	継続します。
4-2-5 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章） 啓発推進事業	子育て支援課	令和2（2020）年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）を制定し、周知、啓発を行う事業です。	2-4-8の再掲	3	一	一
4-2-6 親と子の環境教室事業（施設見学会）	環境対策課	小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施し、環境問題に対する意識の啓発を行う事業です。	環境啓発の一環として、小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を開催しました。 場所：埼玉県立 川の博物館 参加者数：16人	2	新型コロナウイルス感染症の影響により数年ぶりの開催となったが、一定の参加者数が集まり、親子が楽しみながら、川を中心とした環境について学ぶ機会を創出できました。	募集方法や、見学場所など更なる事業効果の向上を検討しつつ、事業継続を図ります。

4-2-7 消費者保護対策事業	地域振興課	消費生活に係る知識の向上と消費者被害の防止に努めることを目的に、青少年を含む市民への意識啓発を行うための事業です。	小学校6年生及び中学校3年生の生徒に対し、消費者啓発冊子を配布しました。 また、消費者庁が実施する消費者月間に併せて、若年層向けパネル展を市役所1階入口ホールにおいて実施しました。	3	若年層に向けた消費知識の周知のために、従来からある市報等の手段に限らず、情報発信を工夫して実施しました。	成人年齢引き下げに伴い、消費者被害の対象が若年層にも広がっているため、引き続き若年層向けの啓発を図ります。
4-2-8 二十歳の成人式事業	生涯学習課	二十歳の門出を祝うとともに、それぞれの自主性を尊重し、また、大人としての自覚を促す機会となる場を提供するための事業です。	コロナ禍以前と同規模の1部制で式典を開催し、568人が出席しました。式典後の二十歳の成人式実行委員会による催し物では、恩師からのビデオメッセージの上映と、手紙の読み上げ、景品が当たる抽選会を実施しました。	3	コロナ禍以前と同規模の1部制で式典を開催することができ、式典後の催し物についても、二十歳の成人式実行委員会にて企画を検討し、実施することができました。	令和5年度と同じく、1部制で式典と式典後の二十歳の成人式実行委員会による催し物を実施する予定です。
4-2-9 小・中学生の広島派遣事業	生涯学習課	平和学習及び広島派遣事業や平和市民のつどいを通じ、若い世代の平和意識の高揚を図るための事業です。	東大和市・東村山市の小・中学生20人が、地域の戦争・平和学習として、東村山ふるさと歴史館や旧日立航空機株式会社変電所等を見学し、身近な地域が戦争の脅威にさらされていたことを学習しました。また、広島派遣事業として、被爆者体験講話の聴講や平和記念式典への参列等、広島にて平和学習を行いました。 事業を通して勉強し、分かったことや気づいたこと、そこから感じたこと、思ったこと等を東大和市にて開催した平和市民のつどい及び東村山市にて開催した平和のつどいにて報告しました。	3	小・中学生の体調と安全に留意しながら、地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業を実施することができ、東大和市にて開催した平和市民のつどい及び東村山市にて開催した平和のつどいにて報告できました。	平和市民のつどいや、地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業を、熱中症対策などを講じながら、安全に実施します。
4-2-10 青少年問題協議会事業	青少年課	東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。	青少年育成方針の策定、若者育成支援強調月間伴う啓発活動、東大和市善行青少年の表彰を実施しました。	3	青少年育成方針は専門委員会を2回開催しました。子ども・若者育成支援強調月間では、啓発活動を実施しました。東大和市善行青少年の表彰については、青少年問題協議会中に授与を実施しました。	引き続き青少年の健全育成を図る事業を実施します。

4-2-11 青少年対策事業	青少年課	市内の小中学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10地区）の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	1-4-3の再掲	3	—	—
4-2-12 公民館5館合同事業 「夏休み☆みんなで つくる遊空間」	中央公民館	子どもを対象とした講座を開催し、子どもたちが様々な体験ができる機会をつくるための事業です。	開催回数 35回 延参加者数 1,125人（スタッフ含む） 期間 7月21日（金）～8月18日（金）	3	夏休み中の青少年の居場所として、子どもたちが様々な体験をしたり、幅広い年代の方と交流する機会を提供することができました。	引き続きボランティアの皆様のご協力をいただきながら、子どもたちが安心して楽しい夏休みを過ごせるよう事業を実施していきます。

基本目標 5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもについては、子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むことが必要です。

経済的困難を抱える等、貧困の状況にある子どもや保護者、子育て家庭の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、関係機関と連携して相談や負担軽減などの支援施策を行うことで、総合的な対応を図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
5-1-1 児童虐待対応事業	子ども家庭支援センター	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行う事業です。 市民等から虐待の通告があった場合、原則48時間以内に児童の安否確認を行います。 ケースに応じ、福祉・保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら支援します。	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談等を実施しました。 (児童虐待相談) 新規相談件数282件のうち 児童虐待相談件数170件 また、個別ケースの相談支援に関わるチームケア会議を開催しました。 (チームケア会議) 開催回数 33回	3	必要な相談支援に努めました。 また、チームケア会議を通じて、関係機関の連携を図ることにより、児童虐待防止に向けた対応ができました。	関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止に向けた取り組みを行います。
5-4-1 児童発達支援事業	障害福祉課	就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。	2-2-1の再掲	3	—	—
5-4-2 放課後等デイサービス事業	障害福祉課	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。	2-5-1の再掲	3	—	—
5-4-3 障害児相談支援事業	障害福祉課	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス等利用計画を作成する事業です。なお、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	当事者及び保護者の相談に応じ、円滑にサービス利用できるよう適切に支給決定を行いました。 実利用件数 延755件	3	適切な相談対応及び支給決定を実施しました。	引き続き、適切な相談対応及び支給決定を実施します。
5-4-4 発達障害者支援連絡会	障害福祉課	発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関と情報連携を行い、相談支援の充実を図ります。	障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築を目指し、令和4年度は2回連絡会を開催しました。 ①実施日 令和5年7月12日（水） 参加者14人 ②実施日 令和6年2月21日（水） 参加者9人	3	連絡会を開催し、発達障害について知識を深めることができました。 関係機関との情報交換や課題の共有を図ることが必要です。	引き続き連絡会を実施し、情報連携や課題の整理を行います。
5-4-5 心身障害児福祉手当支給事業	障害福祉課	20歳未満の障害のある児童を養育している方に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る事業です。	支給対象児童に対し、適切に手当の支給をすることができました。	3	支給対象児童に対し、適切に手当の支給をすることができました。	適切に手当の支給が行えるよう、課内で連携を取りながら、事業を継続します。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和5年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
5-4-6 乳幼児発達健康診 査・乳幼児経過観察 発達相談事業（障害 の早期発見）	健康推進課	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障 害を早期に発見し、適切な支援を行います。	発達健診 30回/年 参加者延132人 経過観察発達相談 136回/年 参加 延353人	2	きめ細やかな相談体制の整備及 び関係機関との連携を図り、乳 幼児と保護者とのグループ活動 を実施し、切れ目ない支援を行 うことができました。	障害を早期に発見し、適切な関 係機関に紹介する等の支援を行 うため事業を継続していきま す。
5-4-7 就学相談	教育指導課	東大和市立小学校及び中学校の就学予定者並 びに小・中学校に在籍する児童及び生徒のう ち、就学相談の申込みをされた、心身に障害 がある者その他の教育上の特別な支援が必要 な者（要支援児童等）に対して適正な就学等 の支援を行います。	就学支援委員会開催回数 31回 相談者数 158人	3	書面による判定会議やオンライン での判定会議の実施など、適 切な就学支援委員会の運営維持 に努めました。	書面による判定会議やオンライ ンでの判定会議の実施を継続し ます。また、就学相談のオンラ インでの申込受付を実施するな ど、適切な就学相談事業の運営 を行います。
5-4-8 巡回相談	教育指導課	臨床心理士や特別支援教育士の資格をもった 心理相談員が、小・中学校及び幼稚園・保育 園を訪問し、特別な教育的ニーズを必要とす る児童・生徒に対して行動観察を行うととも に、教員や保護者へ指導の内容及び方法につ いて助言や相談を行います。	巡回指導員・巡回相談員による巡回 相談件数 945件	3	巡回指導員や巡回相談員が情報 収集や丁寧な行動観察による助 言や相談を行い、本人及び家庭 への支援の気づきに繋げまし た。また、幼稚園・保育施設等 への定期的な巡回相談の実施や 発達障害等のある子どもの早期 発見・早期支援等を目的とする 保育士等を対象とする研修会の 実施など、関係機関と連携を取 りながら必要な支援を実施し ました。	引き続き、特別な教育的ニーズ を必要とする児童・生徒への巡 回相談を実施します。また、専 門的見地により教員をはじめと する関係者や保護者への助言や 相談等の支援を行います。